

意見書案第 16 号

北朝鮮による日本人拉致被害者の早期救出を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

中島 まさひろ

飯 盛 利 康

三 角 公仁隆

橋 田 和 義

楠 正 信

阿 部 真之助

とみなが 正博

北朝鮮による日本人拉致被害者の早期救出を求める意見書

北朝鮮は、平成26年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、拉致被害者や拉致の可能性を排除できない行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を、包括的かつ全面的に実施すると約束しました。しかし、いまだ北朝鮮から我が国へは何の調査報告もないのが現状です。北朝鮮には平成20年8月の日朝実務者協議で合意した拉致問題に関する全面的な再調査についても一方的に反故にした前例があります。

平成18年9月、第1次安倍内閣において閣議決定により拉致問題対策本部を設置して以来、歴代内閣に引き継がれ、今では拉致問題担当の国务大臣をその副本部長に据え、第3次安倍内閣においても安倍総理自らが先頭に立ち、全力を傾注して日本人拉致被害者の早期救出に取り組んでいます。しかし、この拉致問題は、重大な人権侵害問題であるとともに、我が国に対する国家主権の侵害であり、また、拉致被害者及びその家族は、高齢の方も多くなってきており、拉致被害者の救出はもはや一刻の猶予も許されません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、北朝鮮からの拉致被害者を被っている諸国との連携を強め、一致協力して拉致被害者の救出を1日も早く実現されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、
拉致問題担当大臣 宛て

議 長 名